

(見読性の確保)

7. 見読性を確保するため、原則として電子化したファイルの保存時に次の情報(検索項目)を付加し、保存時に記録できない場合には、決算終了後遅滞なく記録するものとする。
 - ・ 取引日付
 - ・ 取引金額
 - ・ 取引先名称
8. freee会計の仕訳帳の検索機能及びファイルボックスの検索機能のいずれかまたは双方を用い、検索性及び帳簿との関連性を確保するものとする。

(電子化に利用するデバイス)

9. スキャニングまたは撮影に用いるデバイスは、次の要件を満たせるものを利用する。
 - ・ 解像度200dpi(画素数の場合、縦2,338画素、横1,654画素)以上で鮮明に電子化ができる
 - ・ カラー画像による読み取り(赤・緑・青それぞれ 256階調(約 1677 万色)以上、24ビット/ピクセル)ができる
10. 電子化したファイルを画面や書面に速やかに出力ができるよう、JIS X 6933又はISO12653-3テストチャートの4ポイント文字が認識でき、電子化したファイルを拡大縮小表示ができる14インチ以上のカラーディスプレイやカラープリンターを利用する。

D. 電子取引データ保存について

(電子取引の範囲と対象データ)

1. 電子取引の範囲は次に掲げる取引とする。各取引について、取引日・金額・取引先等の取引関係情報を保存するものとする。
 - ・ [\[freee会計のスマート請求書機能を利用した請求書等の授受\]](#)
 - ・ [\[スマート受発注を利用した請求書等の授受\]](#)
 - ・ [\[freee会計の口座にデータ連携をした銀行やクレジットカード等の利用明細\]](#)
 - ・ [\[電子メールを利用した請求書等の授受\]](#)
2. freee会計の機能を利用して授受した取引関係情報については、freee会計において取引書類発行以降の訂正削除履歴を記録、または、訂正削除ができない機能を利用するものとする。データ連携機能の一時停止等により業務上やむを得ない場合には、システム連携以外の方法を用い、連携先データの内容を正しくfreee会計にデータ入力を行う。
3. 電子メール等のfreee会計外で授受した取引関係情報については、freee会計のファイルボックスに保存することとし、ファイルボックスの電子帳簿保存機能により、授受した電子ファイル等の訂正削除履歴を残すものとする。

(訂正削除の原則禁止)

4. 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

5. 業務処理上やむを得ない理由によって取引関係情報を訂正または削除する場合は、管理責任者の承認を得た上で、入力担当者等がfreee会計の当該取引関係情報またはファイルボックスの備考欄等に訂正または削除が必要な理由を記載し、訂正または削除を行う。管理責任者は、正当な理由があると認める場合のみ承認するものとし、訂正または削除の作業内容を管理する。